

## 平成21年度税制改正

～交際費等の損金不算入制度が変わります～

経済危機対策における制度上の措置として、中小企業の活動を支援するため、交際費等の損金不算入制度について、定額控除限度額が引き上げられます。

### 交際費等の損金不算入制度

<改正の内容>

交際費等の損金不算入制度について、**資本の金額又は出資金の額が1億円以下である法人に係る定額控除限度額**が

**400万円**



**600万円**

に引き上げられました。

定額控除限度額が600万円に拡充されるため、定額控除限度額に達するまでの金額の90%相当額は最大540万円になります。

この改正は、法人の平成21年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

～参考～

交際費等に損金不算入額の計算

資本金額	損金不算入額
1億円超の法人	支出交際費等の全額
1億円以下の法人	支出交際費等の額が定額控除限度額以下の場合 支出交際費等の額 × 10%
	支出交際費等の額が定額控除限度額超の場合 (支出交際費等の額 - 定額控除限度額) + 定額控除限度額 × 10%

(注) 定額控除限度額 = 400万円 ×  $\frac{\text{その事業年度の日数}}{12}$